

目 次

(1) 東海地震に関する防災対策	
・「東海地震に関する専門調査会」の調査報告	・・・ 1
・地震防災対策強化地域指定の見直しについて	・・・ 3
(2) 有珠山周辺地域の活動火山対策特別措置法に 基づく避難施設緊急整備地域の指定について	・・・ 4
(3) 中央防災会議専門調査会の審議状況について	・・・ 9
①東南海、南海地震等に関する専門調査会	・・・ 10
②今後の地震対策のあり方に関する専門調査会	・・・ 12
③防災基本計画専門調査会	・・・ 13
(4) 最近の災害対応等について	
①三宅島噴火災害について	・・・ 14
②富士山ハザードマップの作成について	・・・ 15
③新宿区歌舞伎町ビル火災について	・・・ 16
(5) その他	
・会長専決事項の処理について	・・・ 18

(1) 東海地震に関する防災対策 ～地震防災対策強化地域の見直し～

「東海地震に関する専門調査会」の調査報告

東海地震については、大規模地震対策特別措置法の成立以来、四半世紀が経過しており、その間の観測データの蓄積や新たな学術的知見等が得られてきたところ。

そのため、中央防災会議に「東海地震に関する専門調査会」が3月14日に設置され、新たな想定震源域、その想定震源域に基づく大きな地震動及び大きな津波の生じる地域等について検討を行い、12月11日に最終とりまとめを行った。

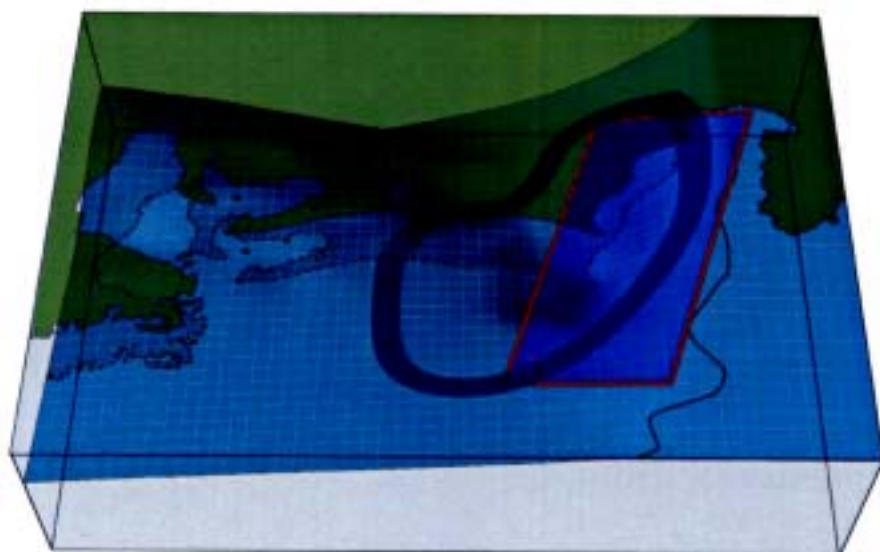
この20数年間の観測データの蓄積等から得られた知見

- 陸側のプレートにもぐり込む、海側のプレートの形状が分かるようになってきた
- プレート同士が固く貼り付いている部分分かるようになってきた
- 人工衛星測量（GPS）によるプレートの運動が精緻に分かるようになってきた など



直前予知の可能性のある想定震源域はどんな位置・形状か

(平成13年6月19日公表)



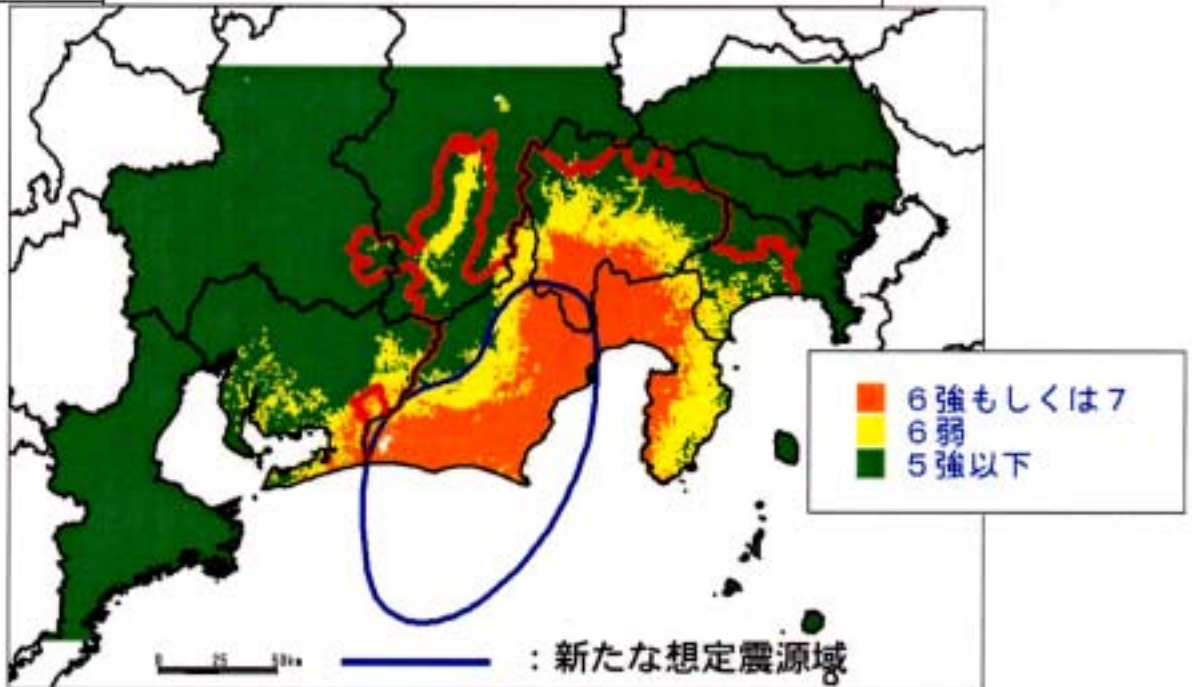
現在の想定震源域（赤い単純な矩形）と新たな想定震源域（青い立体的なナス型の曲面）



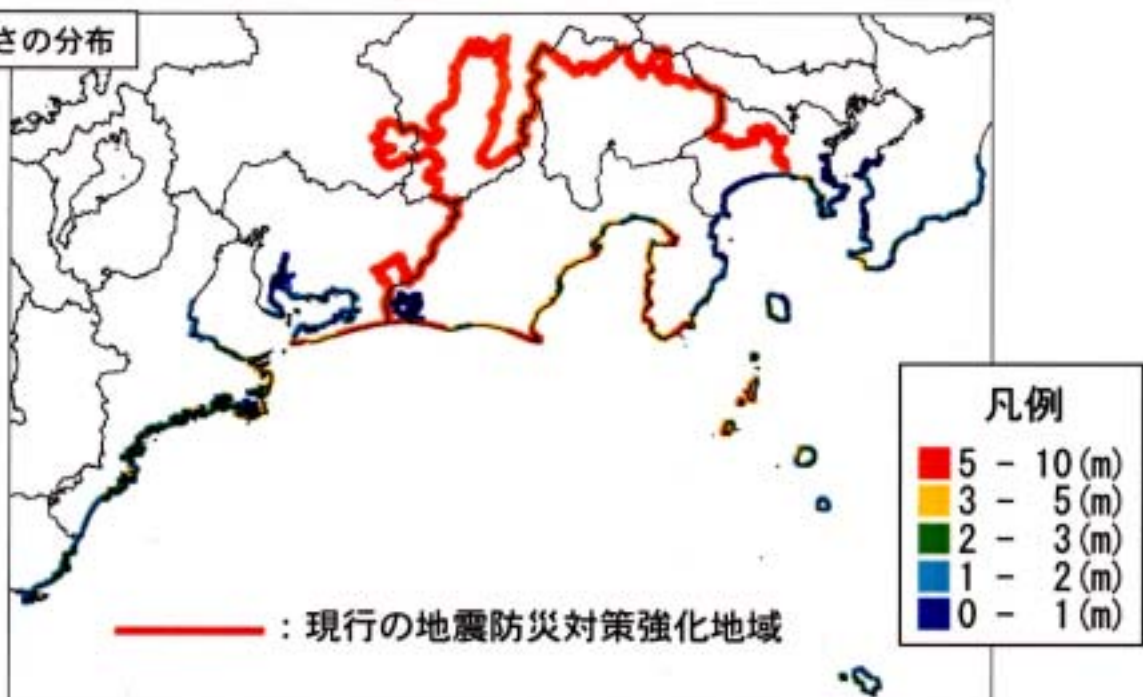
新たな想定震源域によると、各地域の地震のゆれの強さや
津波の高さはどれくらいか

震度の分布

平成 13 年 12 月 11 日報告書とりまとめ

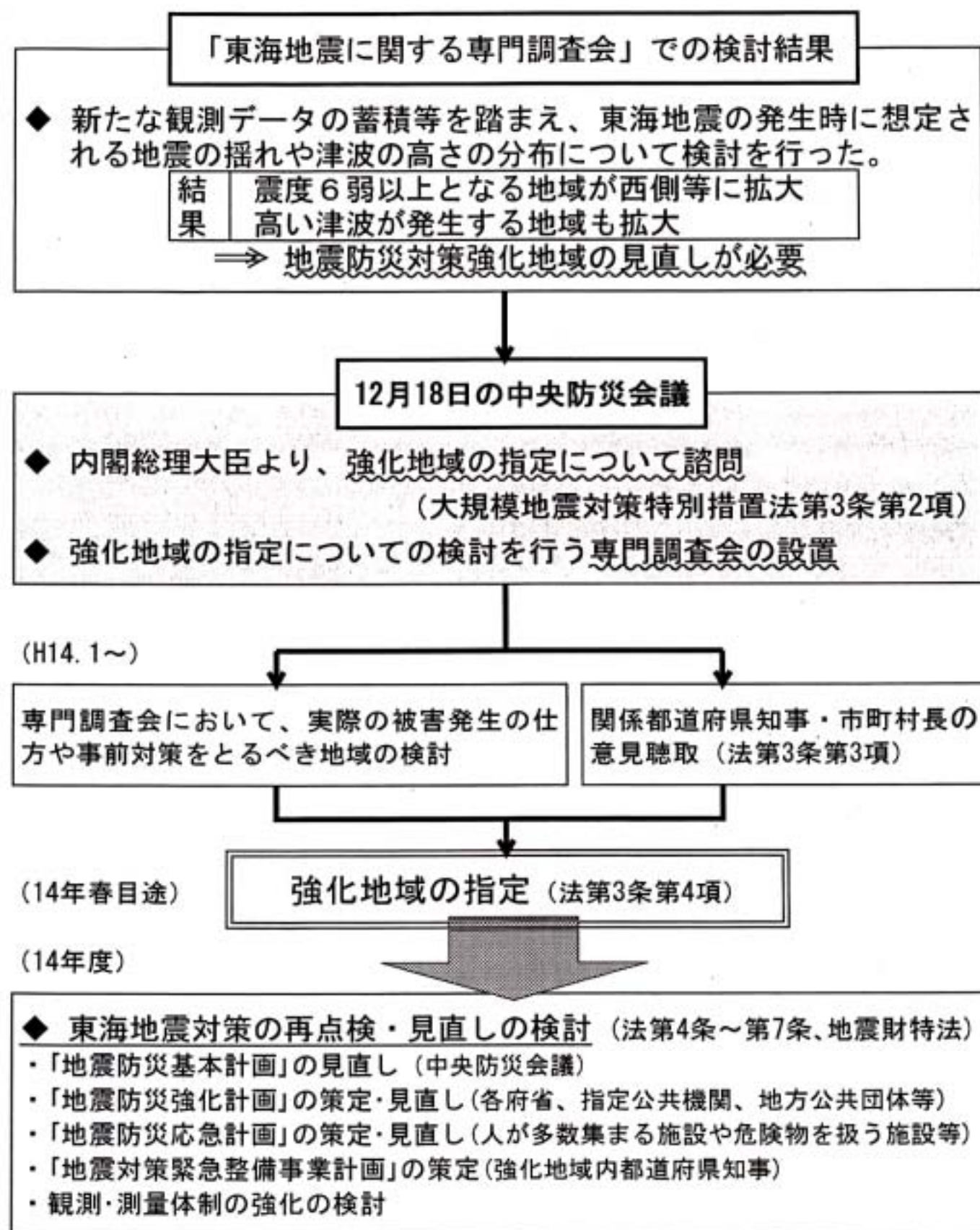


津波の高さの分布



中央防災会議に報告

地震防災対策強化地域指定の見直しについて



(2) 有珠山周辺地域の活動火山対策特別措置法に基づく避難施設緊急整備地域の指定について

火山活動等の経緯及び復興の状況等

平成12年3月31日 13時07分頃噴火

(6,874世帯15,815名に避難指示、人的被害なし)

平成13年3月末 北海道「有珠山噴火災害復興計画基本方針」を策定

5月28日 火山噴火予知連絡会の見解「マグマの活動は終息」

6月20日 火口周辺200m程度の範囲を除き、避難指示を解除

6月23日 「タウンミーティング イン 北海道（虻田町）」を開催
(洞爺湖観光の安全性をPR)

6月28日 「有珠山噴火非常災害対策本部」を廃止

「有珠山噴火災害復旧・復興対策会議（議長：防災担当大臣）」
を設置

7月23日 伊達市、虻田町及び壮瞥町が「復興計画」を策定

(「火山との共生」を目指した復興の取組みを推進)

8月2日 第1回「有珠山噴火災害復旧・復興対策会議」を開催

○ 現在、避難指示対象者は0名。

○ 平成13年度上半期における虻田町の宿泊客数は33万人強で、平成11年度上半期の72.6%まで回復。

避難施設緊急整備地域の指定

① 指定の必要性

本年３月に北海道が有珠山噴火災害復興計画基本方針を、７月には地元１市２町が復興計画を作成するなど、復興への取組みが本格化している。

北海道の復興計画基本方針及び１市２町の復興計画においては、居住環境の整備、砂防施設等の整備及び火山資源の活用による観光開発等の復興対策を推進することとしている。

これらの復興対策の中でも、土石流等による被害を防止するための土石流センサーの設置、遊砂地等の整備が地域の災害防止に重要であり、さらに、円滑な避難を確保するための道路の整備を推進する等、地域における住民の生命の安全を図る対策を円滑に実施することが、地域の復興に向けての大前提となる。

このような住民の安全を図る対策を強力に推進するため、国としても、有珠山周辺地域を活動火山対策特別措置法（以下「法」という。）の避難施設緊急整備地域に指定する必要がある。

② 指定しようとする地域の考え方

今回指定しようとする地域は、火砕流及び火砕サージ、噴石、融雪型泥流、二次泥流の４種類の火山現象による災害予想範囲を重ね合わせた最大範囲であり、噴火による災害危険性を有し、避難施設（法第３条の避難施設緊急整備計画に基づく事業）や土石流対策施設等（法第１６条に基づく事業）を緊急に整備する必要がある。（別紙１）

具体的な該当区域は、有珠山周辺地域である伊達市の区域の一部、虻田郡虻田町の区域の一部及び有珠郡壮瞥町の区域の一部である。（別紙２）

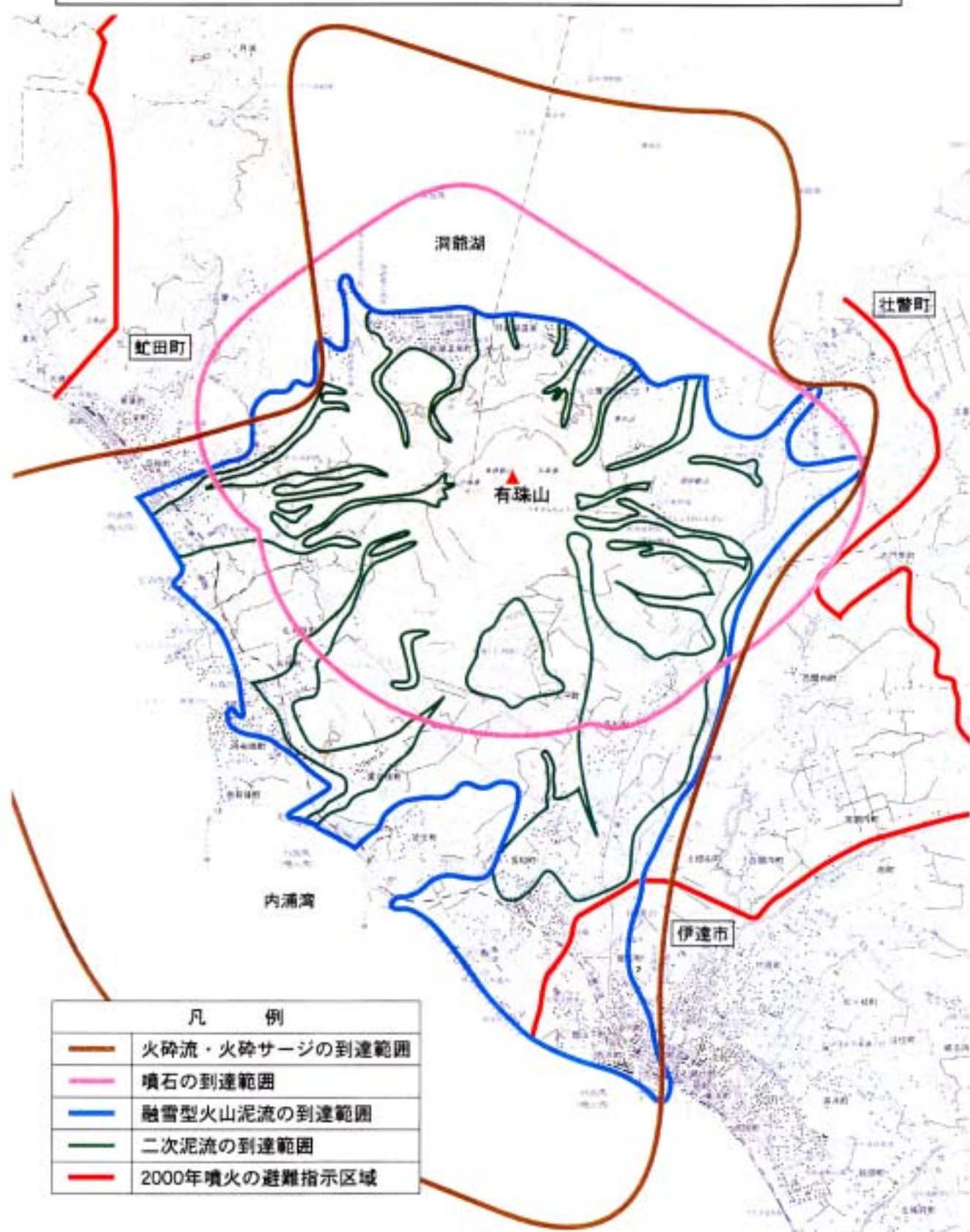
今後の日程

平成１３年１２月２６日 官報告示（予定）

平成１４年１月以降 北海道知事による避難施設緊急整備計画の作成
内閣総理大臣への協議

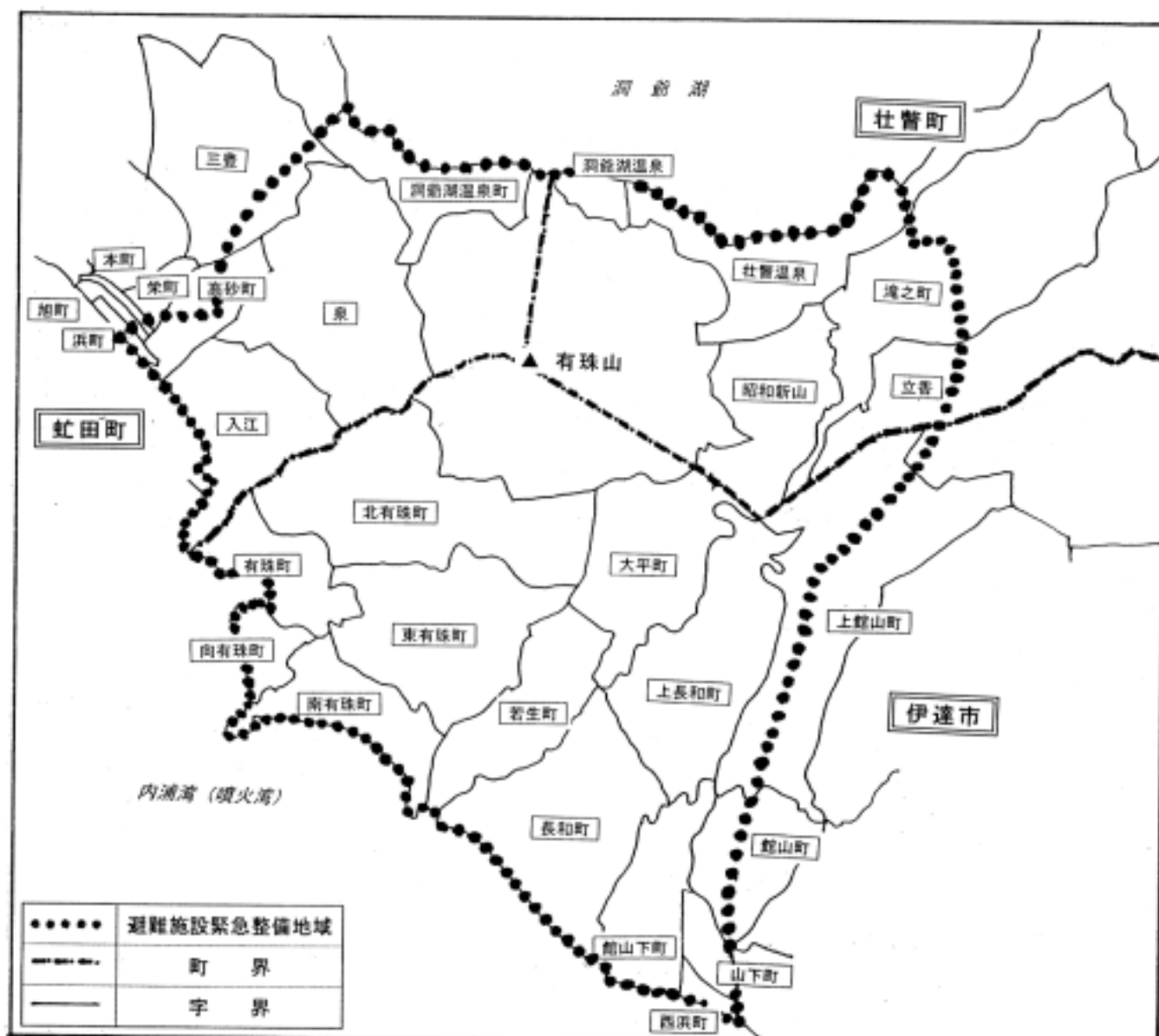
災害予想範囲

避難施設緊急整備地域は、「火砕流・火砕サージ」、「噴石」、「融雪型火山泥流」、「二次泥流」の4種類の火山現象による災害予想区域を重ね合わせた最大範囲であり、災害による危険性のある区域である。



有珠山周辺地域の活動火山対策特別措置法に基づく 避難施設緊急整備地域

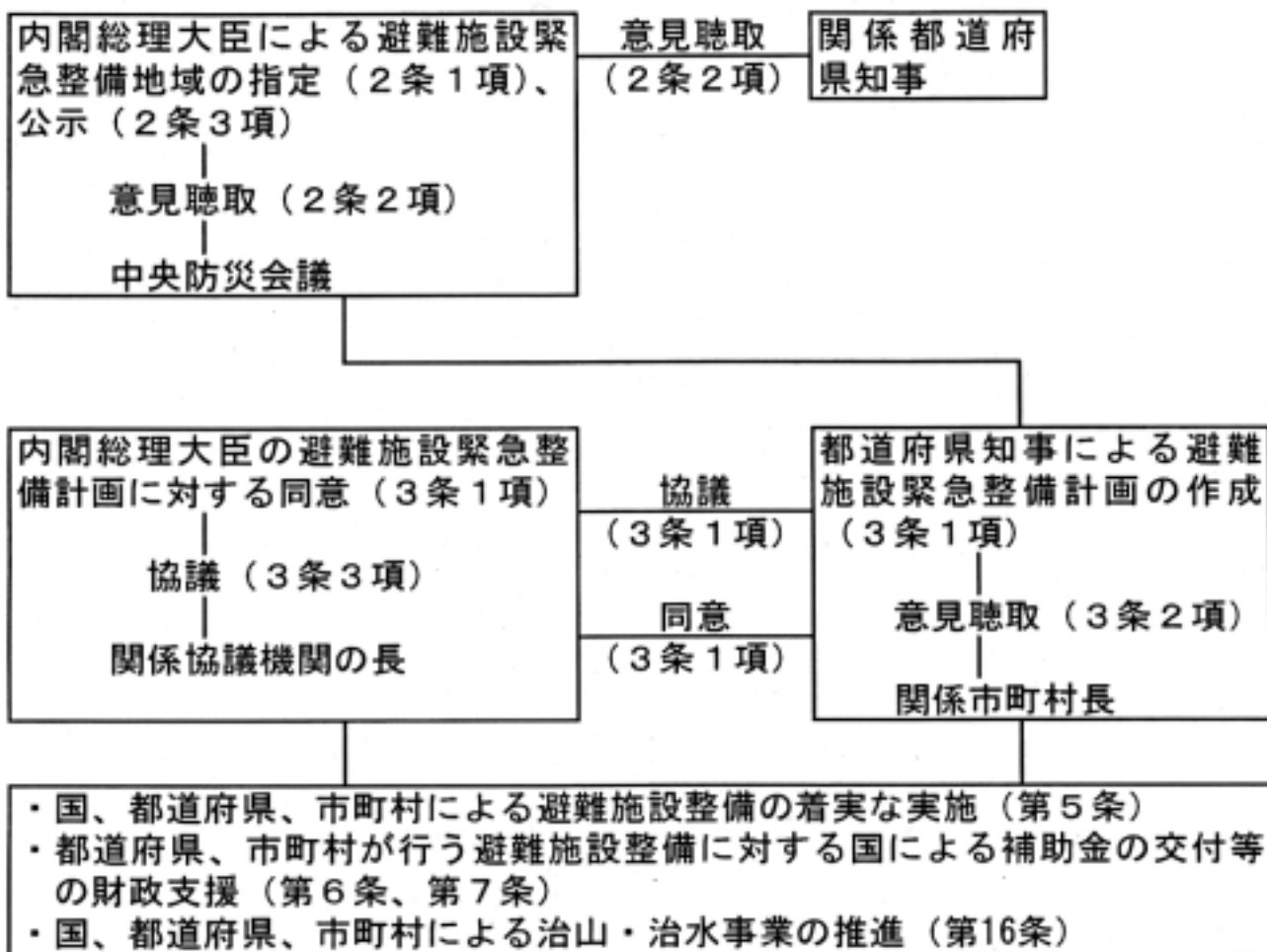
伊達市	北有珠町、有珠町、向有珠町、東有珠町、南有珠町、大平町、 若生町、上長和町、長和町、上館山町の一部、館山下町、 館山町の一部、山下町、西浜町
虻田町	字洞爺湖温泉町、字泉、字入江、字三豊の一部、字高砂町の一部、 字栄町の一部、字旭町の一部、字本町の一部及び字浜町の一部
壮瞥町	字洞爺湖温泉、字壮瞥温泉、字昭和新山、字滝之町の一部、 字立香の一部



1. 活動火山対策特別措置法に基づく避難施設整備等

〔国〕

〔地方公共団体〕



2. 過去の避難施設緊急整備地域の指定例

桜島	昭和48年12月28日（鹿児島市及び鹿児島郡桜島町の区域）
	昭和53年7月28日（垂水市の区域）
阿蘇山	昭和50年3月1日
有珠山	昭和54年6月23日
伊豆大島	昭和62年1月23日
十勝岳	平成元年3月20日
雲仙岳	平成3年9月27日

(3) 中央防災会議専門調査会の審議状況について

●東海地震に関する専門調査会(平成13年3月14日発足)

東海地震の想定震源域及び地震被害の想定を見直し、12月11日に最終とりまとめ。

今後、地震防災対策強化地域の見直しのために専門調査会を設置。

●東南海、南海地震等に関する専門調査会

(平成13年10月3日発足)

中部圏、近畿圏等における大綱の作成など防災対策の強化に資するため、東南海、南海地震等の地震被害の想定や防災対策のあり方について審議。

●今後の地震対策のあり方に関する専門調査会

(平成13年9月17日発足)

我が国の地震対策の現状を把握・分析し、今後の地震対策の基本的な方向について審議。

●防災基本計画専門調査会(平成13年10月11日発足)

近年の災害対策の進展に対応した防災基本計画の必要な改定及び防災の基本的な問題について審議。

①東南海、南海地震等に関する専門調査会

東南海、南海地震については、
今世紀前半にも発生する可能性

阪神・淡路大震災を踏まえ、近
畿圏・中部圏の大都市震災対
策の改善の必要性が指摘



「東南海、南海地震等に関する専門調査会」を設置

平成13年10月3日発足

座長：土岐憲三 京都大学大学院工学研究科教授

(専門調査会の検討事項)

- 東南海・南海地震、内陸部の地震により想定される地震の揺れの強さ、津波の高さ等の分布
- 東南海・南海地震、内陸部の地震による被害の想定
- それらを踏まえた地震・津波防災対策のあり方について
特に同時多発的に発生する地震災害対策
広域で発生する巨大津波対策
近畿圏・中部圏の大都市圏における防災対策



中央防災会議に報告（平成14年度末を目途）



(対策の具体化)

- 近畿圏、中部圏における地震防災対策の基本方針
- 東海から九州の太平洋沿岸等における地震・津波
防災対策の基本方針

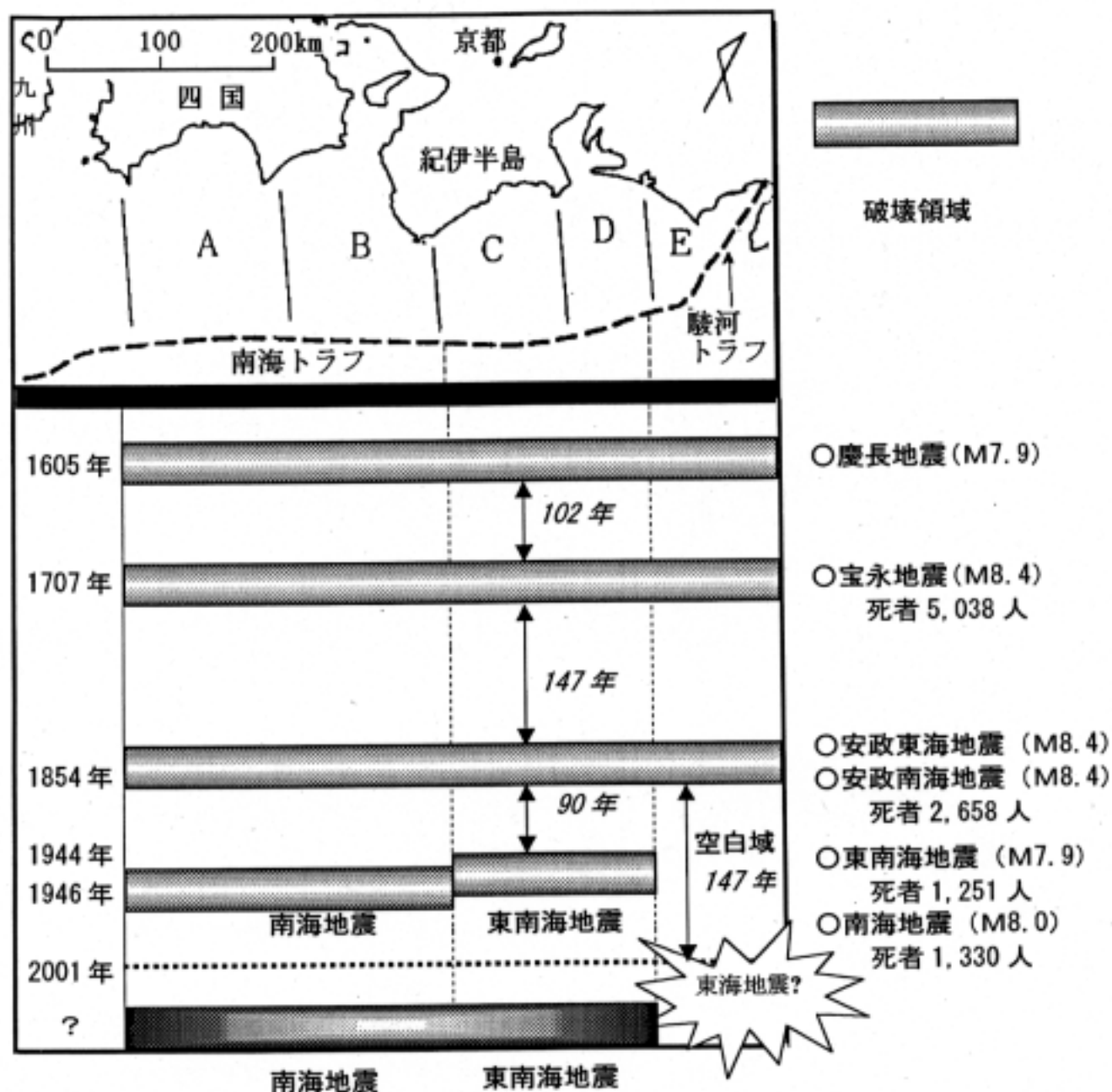


- 国、指定機関の防災業務計画
- 地方自治体の地域防災計画
- その他の諸計画、マニュアル
等に反映



地震防災対策特別措置法
等による防災基盤・施設等
の整備
等

東海地震と東南海・南海地震



○東海地震

東南海地震(1944)で歪みが解放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震が発生してもおかしくないとみられている。

○東南海・南海地震

おおむね100～150年の間隔で発生しており、今世紀前半での発生が懸念されており、中部圏、近畿圏などの防災対策を早急に確立していく必要がある。

②今後の地震対策のあり方に関する専門調査会

今後の地震防災対策の課題への対応

社会情勢の著しい変化をとらえた防災対策の必要性



「今後の地震対策のあり方に関する専門調査会」を設置

平成13年9月17日発足

座長：片山恒雄 防災科学技術研究所理事長

(専門調査会の検討事項)

- 阪神・淡路大震災を踏まえた対策の総点検
- 耐震化や防災施設整備の状況把握
- 各省庁・地方公共団体・各機関が抱える課題と展望
- 住民レベルの防災活動や海外での防災対策の状況把握



- ・地震防災対策での地域社会や企業防災の役割強化
- ・実践的なマニュアルの策定や情報収集・伝達体制の充実
- ・広域的防災体制の充実
- ・限られた予算の中での効果的な地震防災体制の進め方 など



中央防災会議に報告（平成14年夏を目途）

地震防災体制の見直し

各種地震防災計画への反映

新規施策の展開や、予算への反映

③ 防災基本計画専門調査会

近年の風水害対策・原子力災害
対策の進展に対応する必要性

経済社会等の変化の中で、基本的
防災施策の見直しの検討が必要



「防災基本計画専門調査会」を設置

平成13年10月11日発足

座長：伊藤滋（財）都市防災研究所理事長

【検討事項】

● 防災基本計画について

- 風水害対策……洪水、高潮、土砂災害対策
- 原子力災害対策 ……原子力艦の原子力災害、緊急被ばく医療対策

● 防災基本問題について

- 防災対策における官民の果たす役割、企業防災、地域防災力のあり方
- 災害対策における国と地方の役割分担・連携
- 防災・危機管理に関する人材育成
等

【対策の具体化】



防災基本計画（風水害対策編）の改定

防災基本計画（原子力災害対策編）の改定

平成14年3月目途

基本的防災対策の再点検

（中間報告）

平成14年6月目途

（最終報告）

平成14年中

(4) 最近の災害対応等について

①三宅島噴火災害について

◇ 火山活動の状況

- ・ 昨年6月26日から火山活動が活発化、8月10, 18, 29日に大規模な噴火。
- ・ 昨年9月中旬より二酸化硫黄(SO_2)等の火山ガスが大量に放出が始まり(最大時約8万トン/日)、現在も1~2万トン/日の火山ガスが放出。

◇ 島民の避難生活の状況

- ・ 昨年9月2日に全島民(3,855人)を対象として島外避難指示発令。現在も、無償提供されている都営住宅等での避難生活が継続。
- ・ 今年9月18日から10月3日の間に5回に分けて、全島民を対象とした一時帰宅を実施(約1,600人が一時帰宅)。

◇ 最近の三宅島噴火災害への対応状況

- ・ 火山ガス等に対する安全対策を施したクリーンハウスを整備し、今年7月より防災関係者や作業員等が島内の夜間滞在を開始。集中的に泥流対策等を推進。
- ・ 今年9月29日に小泉内閣総理大臣が三宅島を視察するとともに、三宅島の児童生徒が避難生活を送っている旧都立秋川高校を訪問。
- ・ 今年11月に、住民の避難生活の実態を詳細に把握し、今後必要となる支援策等を検討するため、全島民を対象としたアンケート調査を実施。



小泉内閣総理大臣が三宅島を視察(H13.9.29)



泥流により著しい被害を受けた家屋

②富士山ハザードマップの作成について

火山地域で観測される低周波地震が昨年 10～12 月、本年 4～5 月に多発（1 日数十回、通常 1 月 10 回程度）

富士山が活火山であり火山防災対策が必要であることを再認識



富士山ハザードマップ作成協議会を設立（平成13年7月）

（内閣府、総務省、国土交通省、神奈川県、山梨県、静岡県、地元15市町村）

平成14年度末を目途にハザードマップを作成

富士山ハザードマップ検討委員会を設置し検討

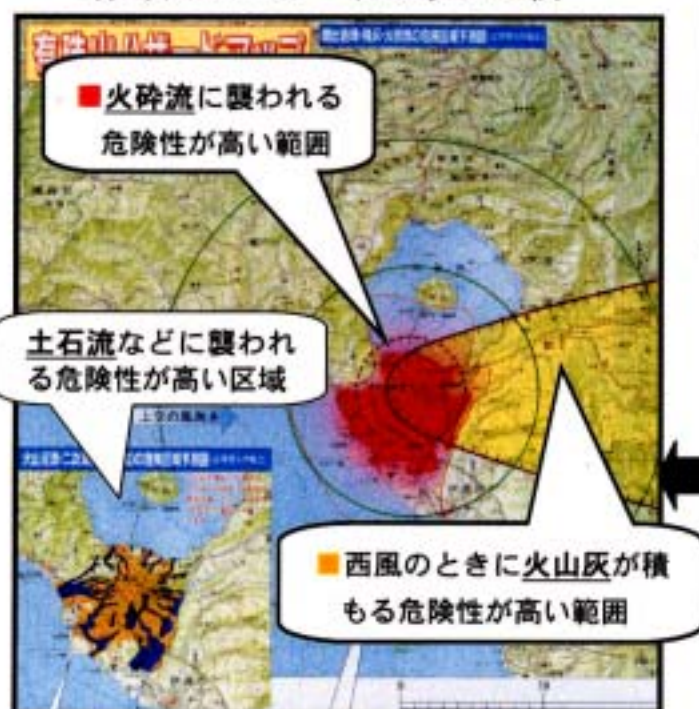
（委員長：荒牧重雄東京大学名誉教授）

〔主な検討事項〕

- ・ 富士山の過去の噴火実績、将来の噴火想定、噴火被災範囲の想定
- ・ 防災機関における情報流通・活用、一般市民等への情報提供、活用
- ・ 火山と地域生活・観光等との共生（正しい情報による風評被害の防止）等



有珠山のハザードマップの例



- ・ 住民、観光客へのハザードマップの配布（緊急避難等に利用）
- ・ 避難施設の整備等防災対策の推進
- ・ 地域防災計画の見直し等

平成12年3月の有珠山の噴火では、ハザードマップを活用した事前避難が行われ、人的な被害はゼロ

③ 新宿区歌舞伎町ビル火災について

1. 火災の概要

(1) 発生場所

・ 東京都新宿区歌舞伎町1丁目 明星56ビル

(2) 概要

- ① 平成13年9月1日 1時1分覚知、6時44分鎮火
- ② 死者44人、負傷者3人
- ③ 焼損面積約160㎡

(3) 死者が多数発生した原因と考えられる事項

- ① 階段の物品存置、避難訓練の未実施、消防用設備等点検未実施等の不適切な防火管理
- ② 自動火災報知設備のベルが停止されていた可能性が高いこと等 ⇒ 火災発見の遅れ ⇒ 初期対応の遅れ
- ③ 一本しかない直通階段（屋内）からの出火
⇒ 避難経路が確保できなかった
- ④ 防火戸が閉鎖しなかった
⇒ 店舗内への急激な火煙の流入

2. 今までの対策

(1) 当面の違反是正措置

- ・ 消防庁長官より小規模な雑居ビルに対する一斉立入検査を要請する旨の通知の発出（H13.9.3）
- ・ 9割を超える対象物で何らかの違反があったことから、是正指導に当たっての留意事項等について通知を発出（H13.11.30）

(2) 対策検討体制

- ・学識経験者、関係省庁職員、消防機関職員等から構成された「小規模雑居ビル火災緊急対策検討委員会」の開催（～H13.12.12）
- ・消防審議会に対する諮問

【現段階で検討されている対策案】

○基準適合確保方策

- ・立入検査の徹底
- ・違反処理の推進（命令、罰則関係の見直しを含む。）
- ・点検報告制度の充実
- ・防火管理の強化
- ・小規模雑居ビルの防火安全に係る啓発

○防火安全対策の基準

- ・火災の早期発見・報知対策の充実
- ・避難経路の確保
- ・風俗店等の用途指定の見直し

(3) 関係省庁との連携

- ・「小規模雑居ビル防火安全対策連絡協議会」の開催
構成省庁：内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、
経済産業省及び国土交通省
- ・警察庁及び国土交通省と連携した、風俗営業行政との連携についての通知の発出（H13.11.12）

(4) 違反是正の支援

- ・「緊急地域雇用創出特別交付金」（平成13年度補正予算により創設）の推奨例である消防防災支援要員の積極的な活用への要請

3. 今後の対応

12月12日の小規模雑居ビル火災緊急対策検討委員会の検討結果を、12月26日の消防審議会に報告し、その答申を踏まえ、消防法令の改正も含め、所要の措置を講じていく。

会長専決事項の処理について（報告）

平成13年6月28日以降において、中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）第5の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第7の規定に基づき報告して承認を求める。

平成13年12月18日

中央防災会議会長　小泉　純一郎

記

○運営要領第5

件 名	年 月 日	事 項
通達	H13. 12. 13	降積雪期における防災態勢の強化について
	小 計	1 件
地域防災計画の修正	H13. 7. 12	神奈川県、岩手県、京都府
	H13. 8. 10	長崎県
	H13. 8. 28	山口県、岡山県
	H13. 9. 13	群馬県
	H13. 10. 19	広島県、鹿児島県
	H13. 10. 26	鹿児島県
	H13. 12. 14	岐阜県、和歌山県
	小 計	1 2 件
激甚災害の指定	H13. 9. 6	平成13年5月29日から7月18日までの間における梅雨前線による豪雨により発生した災害についての激甚災害の指定及びこれに適用すべき措置の指定に関する政令
	H13. 11. 7	平成13年9月2日から同月7日までの間における豪雨により発生した災害についての激甚災害の指定及びこれに適用すべき措置の指定に関する政令
	小 計	2 件
合計		1 5 件